

受験生の皆様へ

国による高等教育の修学支援新制度について

1. 支援の内容

函館大学は、令和2年度から開始される国の「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度という。）の対象校となりました。修学支援新制度の対象者は、本学在学にあたり、以下の支援を受けることができます。

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額、年額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付、月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	100,000円	700,000円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2の額		25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1の額		12,800円	25,300円

* 年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更となります。

* 入学金の減免は、令和2年度以降の新入生のみ対象(入学時のみ)となります。

* 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、世帯の所得金額に基づく区分となります。(参考：日本学生支援機構)。

2. 修学支援新制度の対象新入生の入学金・授業料の徴収猶予について

函館大学は、修学支援新制度の趣旨を踏まえ、令和2年4月の入学者から、修学支援新制度の対象となる新入生及び対象となる見込みのある新入生に対し、入学金・授業料の徴収期限を猶予します。

徴収期限の猶予は、所定の手続きをとることにより、入学手続き時に納入が必要な入学金と授業料の前期の納入期限を7月末日まで、授業料の後期の納入期限を12月末日まで猶予するものです。

徴収期限の猶予手続きは以下のとおりです。

A) 試験入試(A日程)、センター試験利用入試(A日程)、編入学入試(B日程)の合格者の徴収期限の猶予手続き(表1参照)

① 合格通知書類到着後、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」に必要事項を記入し、令和2年2月28日(金)までに(必着)本学に返送してください。

- ・ 事前に修学支援新制度の予約申し込みを行い、採用候補者となった方は、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」に必要事項を記入したうえ、日本学生支援機構(JASSO)発行の「採用候補者決定通知」

のコピーを添付し、令和2年2月28日(金)までに(必着)本学に提出してください。

* 入学後に修学支援新制度に申し込みを行う予定の新入生は、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(A様式1)の提出だけでかまいません。

② 減免対象外の施設設備費(90,000円)、在籍基本料(30,000円)、委託徴収金(62,000円)の計182,000円を令和2年2月28日(金)までに納入してください。

* 期日までに納入が確認できない場合、入学を辞退したものとみなします。

③ 施設設備費、在籍基本料、委託徴収金の計182,000円の入金と、①に記載した書類の提出が確認された者に対し、本学から徴収期限の猶予通知書を郵送いたします。入学後、徴収期限の猶予通知書に書かれた納入期限までに入学金と授業料を納入してください。

表1

期日	手続き
令和2年2月28日 (入学手続き期限)	・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」の提出期限
	・日本学生支援機構発行の「採用候補者決定通知」のコピー(予約採用者のみ)の提出期限
	・施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計182,000円の納入期限
令和2年7月末日	・入学金と授業料の前期分の納入猶予期限
令和2年12月末日	・授業料の後期分の納入猶予期限

B) 試験入試(B日程)、センター試験利用入試(B日程)の合格者の徴収期限の猶予手続き(表2参照)

① 合格通知書類到着後、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」に必要事項を記入し、令和2年3月25日(水)までに(必着)本学に返送してください。

・ 事前に修学支援新制度の予約申し込みを行い、採用候補者となった方は、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」に必要事項を記入したうえ、日本学生支援機構(JASSO)発行の「採用候補者決定通知」のコピーを添付し、令和2年3月25日(水)までに(必着)本学に提出してください。

* 入学後に修学支援新制度に申し込みを行う予定の新入生は、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(A様式1)の提出だけでかまいません。

② 減免対象外の施設設備費(90,000円)、在籍基本料(30,000円)、委託徴収金(62,000円)の計182,000円を令和2年3月25日(水)までに納入してください。

* 期日までに納入が確認できない場合、入学を辞退したものとみなします。

- ③施設設備費、在籍基本料、委託徴収金の計182,000円の入金と、①に記載した書類の提出が確認された者に対し、本学から徴収期限の猶予通知書を郵送いたします。入学後、徴収期限の猶予通知書に書かれた納入期限までに入学金と授業料を納入してください。

表 2

期日	手続き
令和2年3月25日 (入学手続き期限)	・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式1)の提出期限
	・日本学生支援機構発行の「採用候補者決定通知」のコピー(予約採用者のみ)の提出期限
	・施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計182,000円の納入期限
令和2年7月末日	・入学金と授業料の前期分の納入猶予期限
令和2年12月末日	・授業料の後期分の納入猶予期限

3. 本学独自の特別奨学生制度と国の修学支援新制度の取り扱いについて

本学独自の特別奨学生を申請し、入学金や授業料の給付対象者となった新生生については、入学時点で本学独自の制度により入学金や授業料の特別額が適用されるため、国の修学支援新制度の対象となるのは、本学独自の特別奨学生として発生した**減免後の金額**となります。

詳細については、本学入試課にお問い合わせください。

在学生の皆さんへ

国による高等教育の修学支援新制度について

1. 支援の内容

函館大学は、令和2年度から開始される国の「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度という。）の対象校となりました。修学支援新制度の対象者は、本学在学にあたり、以下の支援を受けることができます。

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額、年額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付、月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	100,000円	700,000円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2の額		25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1の額		12,800円	25,300円

*年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更となります。

*入学金の減免は、令和2年度以降の新入生のみ対象(入学時のみ)となります。

*第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、世帯の所得金額に基づく区分となります。(参考：日本学生機構)

2. 修学支援新制度の対象在学生の授業料の徴収期限の猶予について

函館大学は、修学支援新制度の趣旨を踏まえ、修学支援新制度の対象となる在學生と対象となる見込みのある在學生に対し、授業料の徴収期限を猶予します。

徴収期限の猶予は、所定の手続きをとることにより、授業料の前期の納入期限を7月末日まで、授業料の後期の納入期限を12月末日まで猶予するものです。

3. 修学支援新制度の対象在学生の徴収期限の猶予手続きについて

A) 事前に在学予約を行った在學生の場合

令和2年4月からの支援を希望し、令和元年11月に在学予約申請を行った在學生(新2～4年次生)に対し、事前に「学修計画書」を配布しますので、必要事項を記入したうえで、令和2年3月27日(金)に開催予定のオリエンテーションの際に、本学に提出してください。手続きの詳細は、同オリエンテーションで説明しますので、必ず出席してください。

B) 令和2年4月に新たに修学支援新制度に申請する予定の在學生の場合

令和2年4月からの支援を希望し、令和元年11月に在学予約申請を行っていない在學生(新2～4年次生)は、令和2年4月に申請手続きを行います。手続きの詳細は、令和2年4月10日(金)に説明会を開催予定ですので、必ず出席してください。

4. 本学独自の特別奨学生制度等と国の修学支援新制度の取り扱いについて

本学独自の特別奨学生等となり授業料の給付対象者となっている在學生については、本学独自の制度により、すでに授業料の特別額が適用されているため、国の修学支援新制度の対象となるのは、特別奨学生等として発生した**減免後の金額**となります。

詳細については、本学総務課にお問い合わせください。

以上